
AMT/NEWSLETTER

Asia & Emerging Countries Legal Update

2025年3月31日

Contents

- I. 【韓国】重大災害処罰法違反事件に関する無罪判決
- II. 【インドネシア】インドネシアにおけるフランチャイズに関する新たな規制

I. 【韓国】重大災害処罰法違反事件に関する無罪判決

1. はじめに

2022年1月27日から、韓国において重大災害処罰等に関する法律(以下「重大災害処罰法」という。)が施行された。同法は、施行日から3年間の経過措置期間の経過により、2024年1月27日からは個人事業者又は常時労働者が50人未満の事業若しくは事業場(建設業の場合には工事金額50億ウォン未満の工事)にも適用されるに至っている。そのため、韓国において事業を展開する企業は、日本企業及びその韓国子会社を含めて、その規模の大小にかかわらず注意を払うべき法令といえる。

近時、重大災害処罰法違反事件について無罪判決が言い渡され、同判決は重大災害処罰法に関する初めての無罪判決として韓国国内において注目されているため、本号では同判決の概要を紹介する。

なお、重大災害処罰法は、企業が、安全・保健を確保するための措置を強化し、安全を確保するための投資を拡大することにより、重大産業災害を予防するとともに市民と従事者の生命及び身体を保護することを目的に制定された法律であり、①事業主・経営責任者等が、②安全・保健確保義務に違反したことにより、③重大産業災害が発生した場合には、当該事業主・経営責任者等を処罰する規定を設けているものであるが、詳細については本ニュース・レター2022年1月号¹を参照されたい。

2. 判決の概要

(1) 事案の概要

2022年2月9日、韓国大邱所在のA社(代表取締役B)の工場に出入りして作業を行っていた協力事業者の従業員(50代)は、圧縮成形機に残置されていたプラスチック手工具(以下「本件工具」という。)が圧縮成形機の作動時にはじき出されて同人の頭部を直撃したことにより負傷し(以下「本件事故」という。)、本件事故の1ヶ月後に外傷性脳出血で死亡した。当該工場においては、A社からの委託を受けた個人事業者(C)の

¹ Anderson Mori & Tomotsune「[ASIA&EMERGING COUNTRIES LEGAL UPDATE |2022年1月号](#)」2.【韓国】重大災害処罰法」。

従業員(D)が本件工具を用いた作業を行っていた。

検察は、(i) C は、従業員である D が本件工具を本来の用途とは異なる用途で使用していたにもかかわらず、これを放置し、圧縮成形機に防護装置を設置しない等安全措置義務を果たさなかったこと(産業安全保健法違反、業務上過失致死罪)、(ii) D は、本件工具を本来の用途とは異なる用途で使用し、圧縮成形機の内部に本件工具を残置したまま圧縮成形機を作動させた業務上の過失があること(業務上過失致死罪)、(iii) A 社の代表取締役 B は、委託者として上記(i)の産業安全保健法上の安全措置を講じなかっただけでなく(産業安全保健法違反)、重大災害処罰法上の安全保健管理体系の構築及び履行措置²を履行しなかったこと(重大災害処罰法違反)により、被害者を死亡に至らせたとして、それぞれを起訴した。

(2)判決要旨

上記の起訴事実のうち重大災害処罰法違反にかかる部分について、裁判所は、A 社代表取締役 B が重大災害処罰法に規定される組織体系を整備していなかった(具体的には、専担組織を置いていなかった)と認定し、重大災害処罰法上の安全・保健確保義務違反を肯定する一方で、圧縮成形機の作業過程で本件工具が圧縮成形機からはじき出されることは予見し難いこと等を理由に、上記義務違反(専担組織未設置)と本件事故の発生との間には相当因果関係がないと判断し、無罪を言い渡した(重大災害処罰法違反部分について無罪)。

なお、裁判所は、上記以外の起訴事実について、①本件工具の製造当時、本来の用途が必ずしも明確ではなかったことから、D がこれを目的外の用途で使用し、B、C がこれを放置したとは認められないこと、②圧縮成形機の作業過程で本件工具が圧縮成形機からはじき出されることは予見しがたく、圧縮成形機に防護装置を設置する等の安全措置義務があるとは認められないことを理由に産業安全保健法上の安全措置義務違反はないと判断した(産業安全保健法違反部分について無罪)。また、C、D について、本件事故の予見可能性がないことから、業務上過失致死罪も成立しないと判断した(業務上過失致死罪部分について無罪)。

3. 判決の意義及び今後留意すべき点

(1)判決の意義

上記無罪判決は、上述のとおり重大災害処罰法違反事件についての初めての無罪判決として注目されている。もっとも、重大災害処罰法違反部分についての無罪という結論に至る論理を分析すると、重大災害処罰法違反に基づいて処罰を行うためには、単に①重大災害処罰法上の義務違反の存在及び②重大災害の発生が認定されるだけでは足りず、①重大災害処罰法上の義務違反と②重大災害の発生との間に③刑法上の因果関係が存在する必要があるという刑法上の原則³に従って判断された結果、③刑法上の因果関係が否定されたにとどまり、重大災害処罰法に関して、特有の要件の追加や判断過程における特有の配慮がなされたことによるものではない。したがって、今後の重大災害処罰法の適用にかかる同判決の実務への影響としては、これによって重大災害処罰法違反事案において特段因果関係の認定が直ちに厳格に運用されるようになるとは考えにくいものの、どのような場合において因果関係が認められるかについては今後の判例の集

² 重大災害処罰法第 4 条第 1 項柱書は、「事業主又は経営責任者等は、事業主、法人又は機関が実質的に支配・運営・管理する事業又は事業場において、従事者の安全・保健上の有害又は危険を防止するために、当該事業又は事業場の特性及び規模等を考慮して次の各号に従った措置を講じなければならない。」と規定し、同項第 1 号において、「災害予防に必要な人力及び予算等の安全保健管理体系の構築及びその履行に関する措置」を講じることを義務付けている。

³ 韓国刑法第 17 条は、「いかなる行為も、罪の要素となる危険発生に繋がらない場合には、その結果により罰しない。」と規定し、行為と結果との間に刑法上の因果関係が認められない場合には犯罪が成立しないことを明示している。

積を待つ必要があると思われる。

なお、韓国においては(日本と同様に)、起訴に至ると高い確率で有罪判決が下され、それは重大災害処罰法違反事案でも変わらないものと考えられており、今般重大災害処罰法違反に関する無罪判決が下されたことをもって、今後、同法違反事件に関して無罪判決が宣告される可能性が高くなるとはいえないものと考えられる。

(2) 今後留意すべき点

韓国において事業を展開する企業(日本企業及びその韓国子会社を含む。)としては、本件においては、少なくとも重大災害処罰法に規定される組織体系整備義務違反は認定されていることも踏まえ、現時点において同法が個人事業者又は常時労働者が 50 人未満の事業若しくは事業場(建設業の場合には工事金額 50 億ウォン未満の工事)にも適用されることを十分に理解したうえで、引き続き安全保健管理体系の構築及び履行確保を含む重大災害処罰法上の義務を遵守することが特に重要であることに留意されるとともに、改めてその遵守体制を確認されたい。

【韓国】 弁護士 龍野 滋幹 弁護士 曹 貴鎬

II. 【インドネシア】インドネシアにおけるフランチャイズに関する新たな規制

1. はじめに

2024年9月2日、インドネシアにおいてフランチャイズに関する新たな規制(フランチャイズに関する政令2024年第35号、以下「新規制」という。)が制定・施行された。

この新規制は、従前のフランチャイズ規制(フランチャイズに関する政令2007年第42号、以下「旧規制」という。)で定められていたいくつかの要件を大きく変更するものとなっている。

そこで、本稿では、新規制の概要について説明する。

2. 旧規制からの主な変更点

主な変更点は、以下の通りである。

- ・ フランチャイズ契約書に規定すべき事項の追加
- ・ ビジネスシステム¹の保有義務
- ・ 収益性の実績に関する要件変更
- ・ 知的財産権の登録要件の変更
- ・ STPW²(フランチャイズ登録証)取得のタイミング
- ・ STPWの有効期限の撤廃
- ・ フランチャイズ目論見書³記載事項の追加
- ・ 行政制裁に関する新ルール

以下、それぞれの変更点につき詳述する。

3. フランチャイズ契約書に規定すべき事項の追加

まず、旧規制は、当事者の名称および住所、知的財産の種類、事業活動、当事者の権利および義務、フランチャイザーからの支援、営業地域、契約期間、支払い方法、所有権および所有権の移転、紛争解決条項、契約延長および終了手続き、についてフランチャイズ契約書に規定することを義務付けていた。

新規制では、上記に加え、以下の事項をフランチャイズ契約書に規定することが新たに義務付けられた。

- ・ 対象となる知的財産が依然として有効に保護されていること
- ・ ビジネスシステムの内容(詳細は下記4を参照されたい。)
- ・ フランチャイザーが事業を終了する場合の補償または権利付与の保証
- ・ フランチャイザーが義務を継続的に果たすことの保証
- ・ フランチャイジーが管理する店舗または事業拠点の数

¹ マーケティング戦略や従業員の要件など、フランチャイズ事業運営の概要を説明する包括的な標準業務手順を含む、フランチャイザーが保有すべきシステムを指す。

² Surat Tanda Pendaftaran Waralaba の略。フランチャイズに関する営業許可証であり、個人または法人がフランチャイズ事業者として登録された有効な証明書を指す。

³ フランチャイザーからフランチャイジー(加盟店候補)に提供される書面を指す。

なお、フランチャイズ契約書の準拠法としてインドネシア法を選択すべきことも、新規制のもとで明確に規定された。

4. フランチャイザーが保有すべきビジネスシステム

新規制により、フランチャイザーには、以下の事項を含むビジネスシステムを保有することが義務付けられた。

- ・ 人材管理
- ・ アドミニストレーション
- ・ 業務管理
- ・ 標準的な運営方法
- ・ 事業拠点の選定
- ・ 店舗のデザイン
- ・ 従業員の要件
- ・ マーケティング戦略

5. 収益性の実績に関する要件変更

新規制により、フランチャイザーが以下の 2 つの条件を満たすことで、事業の収益性実績があることを証明することができることになった。

- ・ フランチャイズ事業活動が 3 年以上継続していること
- ・ 過去 2 年間について営業利益が計上されていることが示されている財務諸表(監査法人による監査済みのもの。)があること

新規制は、旧規制下で要求されていた 5 年以上の収益性の実績があること、という要件を緩和するものである。

6. 知的財産権の登録要件の変更

新規制により、知的財産権の登録要件が以下のように変更された。

- ・ フランチャイズ契約書の締結前に、関連する全ての知的財産の登録・記録手続が完了している必要がある(商標権に基づくものは登録手続が、著作権に基づくものは記録手続が、それぞれ完了している必要がある)。

旧規制では、知的財産の出願手続中(登録・記録申請手続中)であっても、フランチャイザーによる STPW の申請が認められていたが、新規制により、知的財産の登録・記録手続完了後にのみ同申請が認められることになった。

このことにより、知的財産の出願手続中のフランチャイザーに関しては、登録手続が完了するまでインドネシア市場への参入が遅れるという影響を受ける可能性がある。

7. STPW(フランチャイズ登録証)取得のタイミング

新規制により、フランチャイザーまたはサブフランチャイザーに関しては、フランチャイズ契約書を締結する前に、STPW を取得することが義務付けられた。

他方、フランチャイジーまたはサブフランチャイジーに関しては、実際にフランチャイズ事業を開始する前に、STPW を取得することが義務付けられた。

8. STPW の有効期限の撤廃

旧規制の下では、STPW の有効期限は 5 年間とされており、5 年毎に更新することが義務付けられていた。新規制により、この有効期限が撤廃され 5 年毎の更新は不要となったが、その代わりに STPW が無効となる条件(フランチャイズ契約の終了、フランチャイズ事業の停止、知的財産権の失効など)が新たに規定された。

9. フランチャイズ目論見書

新規制により、以下の事項を目論見書に記載することが義務付けられた。

- ・ フランチャイザーのビジネスシステム
- ・ 知的財産権証明書または知的財産登録書類に関する情報

また、フランチャイザーは、フランチャイズ契約書締結の 14 営業日前までに、フランチャイジー候補に対して目論見書を提示することが義務付けられた。

なお、目論見書はインドネシア語で作成することが義務付けられているが、外国語で作成された目論見書について、sworn translator(宣誓翻訳人⁴)によるインドネシア語翻訳版を提出することまでは明確に義務付けられていない。

10. 行政制裁

下記の義務に違反した場合に行政制裁が課され得ることが新たに既定された。

- ・ フランチャイザーおよびサブフランチャイザーが、(フランチャイジーに対する)continuous support (継続的サポート)を提供する義務
- ・ 目論見書およびフランチャイズ契約書に記載されたデータに変更が生じた場合に、フランチャイズ関係者が、OSS⁵(事業許可統合電子サービス)システムを通じて STPW を更新する義務
- ・ フランチャイジーがフランチャイズの公式ロゴ⁶を使用する義務
- ・ フランチャイジーが OSS システムを通じて事業活動報告書を提出する義務

また、行政制裁の中身が一部変更された。具体的には、旧規制では、書面による警告(計 3 回)→罰金→

⁴ 宣誓翻訳とは、正確に翻訳された内容となっていることを、宣誓翻訳人(国家資格者)が公的に認証することを指す。

⁵ Online Single Submission の略。

⁶ 海外に拠点を置くフランチャイザーを除き、フランチャイズ事業者(加盟店)は、STPW 取得後に貿易省から発行されるフランチャイズの公式ロゴを使用する(店舗に大きく表示する)義務が新たに課された。「WARALABA INDONESIA」という文言をロゴに使用することが義務付けられた。新規制第 21 条 1 項。

STPW の取り消し、という順序で制裁が課される仕組みになっていたが、新規制では、書面に警告(計 2 回)→14 日間の事業活動の制限・停止→STPW の取り消し、という制裁内容に変更された。

11. 終わりに

上記の通り、新規制は、旧規制で定められていたいくつかの要件を大きく変更するものであるため、特にこれからインドネシアにおいてフランチャイズ事業を展開することを計画している事業者は、これらの変更点を正確に理解しておくことが重要である。

【インドネシア】
弁護士 伊勢谷 勇人

【セミナー】

- ※ 西山洋祐弁護士が株式会社アルクエデュケーション及び株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO 共済のセミナーにて講演を行います。

2025年4月16日(水)10:00～11:15

「米国通商政策の変化とメキシコ進出企業のリスクマネジメント」

会場:オンライン

お申込み:

<https://www.alc-education.co.jp/business/seminar/dm20250312.html>

【お問い合わせ】

株式会社アルクエデュケーション セミナー事務局

e-mail:ctalc-info@alc.co.jp

- ※ 龍野滋幹弁護士がトムソン・ロイターとの共催のセミナーにて講演を行います。

2025年4月16日(水)14:00～15:45

「海外 M&A 成功の秘訣」

会場:WEB 配信

お申込み:

<https://www.thomsonreuters.co.jp/ja/events/webinar-the-secret-of-successful-overseas-m-and-a.html>

【お問い合わせ】

<https://www.thomsonreuters.co.jp/ja/contact-us.html>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。